

学 位 及 び 称 号 に つ い て

学位 称号	博士 (大学院)	修士 (大学院)	修士(専門職)等 (専門職大学院)	学士 (大学)	短期大学士 (短期大学)	高度専門士 専修学校 (専門課程)	専門士 専修学校 (専門課程)
根 拠	<ul style="list-style-type: none"> ○大学院の課程を修了した者《学校教育法第68条の2第1項》 ○博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者《同法第68条の2第2項》 ・当該大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者《学位規則第4条第2項》 	<ul style="list-style-type: none"> ○大学院の課程を修了した者《学校教育法第68条の2第1項》 ○前期2年及び後期3年の課程の区分を設けない博士課程に入学し、修士課程の修了要件を満たした者《学位規則第3条第2項》 	<ul style="list-style-type: none"> ○専門職大学院の課程を修了した者《学校教育法第68条の2第1項》 ○法科大学院の課程を修了した者 法務博士(専門職)《学位規則第5条の2》 ○教職大学院の課程を修了した者 教職修士(専門職)《学位規則第5条の2》 ○その他の専門職大学院の課程を修了した者 修士(専門職)《学位規則第5条の2》 	<ul style="list-style-type: none"> ○大学を卒業した者《学校教育法第68条の2第1項》 	<ul style="list-style-type: none"> ○短期大学を卒業した者《学校教育法第68条の2第3項》 	<ul style="list-style-type: none"> ○専修学校専門課程で要件を満たすと文部科学大臣が認めた者《専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定(告示)第3条》 	<ul style="list-style-type: none"> ○専修学校専門課程で要件を満たすと文部科学大臣が認めた者《専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定(告示)第2条》
修業 年限	<ul style="list-style-type: none"> ○標準修業年限は5年とする《大学院設置基準第4条第2項》 ○必要があると認められる場合には、5年を超えるもの、又は3年とすることができる《同基準第4条第2項、第5項》 	<ul style="list-style-type: none"> ○標準修業年限は2年とする《大学院設置基準第3条第2項》 ○必要があると認められる場合には、2年を超えるもの、又は1年以上2年未満とすることができる《同基準第3条第2項、第3項》 	<ul style="list-style-type: none"> ○2年《専門職大学設置基準第2条第1項》 ○専攻分野の特性により特に必要があると認められる場合は1年以上2年未満《同基準第2条第2項》 	<ul style="list-style-type: none"> ○4年《同法第55条》 ○特別の学部については、4年を超えるものとする《同法第55条》 	<ul style="list-style-type: none"> ○2年又は3年《同法69条の2第2項》 	<ul style="list-style-type: none"> ○4年以上《同規定第3条》 	<ul style="list-style-type: none"> ○2年以上《同規定第2条》

学位 称号	博士 (大学院)	修士 (大学院)	修士(専門職)等 (専門職大学院)	学士 (大学)	短期大学士 (短期大学)	高度専門士 専修学校 (専門課程)	専門士 専修学校 (専門課程)
授業 時間 数 (修 了要 件)	<ul style="list-style-type: none"> ○5年(修士課程の在学期間を含む)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、目的に応じた審査及び試験に合格することとする《同基準第17条第1項》 ○その他《同基準第17条第2項、第3項》 	<ul style="list-style-type: none"> ○2年(2年以外の標準修業年限を定める場合は当該修業年限)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、目的に応じた審査及び試験に合格することとする《同基準第16条》 	<ul style="list-style-type: none"> ○2年(2年以外の標準修業年限を定める場合は当該修業年限)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、目的に応じた審査及び試験に合格することとする《同基準第15条》 	<ul style="list-style-type: none"> ○卒業の要件は、大学に4年以上在学し、124単位以上を習得することとする《大学設置基準第32条第1項》 <p>※1単位30時間で換算すると3,720時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○2年以上(3年以上)在学し、62単位以上(93単位以上)を習得することとする《短期大学設置基準第18条》 <p>※1単位30時間で換算すると62単位は1,860時間、93単位は2,790時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○3,400時間以上《同規定第3条》 	<ul style="list-style-type: none"> ○1,700時間以上《同規定第2条》
その 他の 要件	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ○体系的な教育《同規定第3条》 ○試験による成績評価を行い、その評価に基づく課程修了の認定《同規定第3条》 	<ul style="list-style-type: none"> ○試験による成績評価を行い、その評価に基づく課程修了の認定《同規定第2条》 ○高度専門士の称号を付与できる課程でないこと《同規定第2条》

(参考)

	大 学 院	専門職大学院	大 学	短 期 大 学	専 修 学 校
目的	○大学院は、学術の理論及び応用を教科研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する《学校教育法第65条第1項》	○大学院のうち、学術の理論及び応用を教科研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う《学校教育法第65条第2項》	○大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び应用能力を展開させる《学校教育法第52条》	○大学は、第52条に掲げる目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することをおもな目的とすることができる《学校教育法第69条の2第1項》	○職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る《学校教育法第82条の2》
学部 ・ 学科 ・ 課程	○大学院を置く大学には研究科を置くことを常例とする。《同法第66条》 ○ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。《同法第66条》 ○大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程とする《大学院設置基準第2条第1項》 ○研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるもの《同基準第5条》 ○研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことができる《同基準第6条第1項》		○大学には学部を置くことを常例とする《同法第53条》 ○当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる《同法第53条》 ○学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものとする《大学設置基準第3条》 ○学部には、専攻により学科を設ける《同基準第4条第1項》	○法第53条及び第54条の規定にかかわらず、学部を置かないものとする《同法第69条の2第4項》 ○大学には、学科を置く《同法第69条の2第5項》	○専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く《同法第82条の3》
入所 資格	○大学を卒業した者《同法第67条第1項》 ○文部科学大臣が同等以上の学力があると認めた者《同法第67条第1項》 ○大学に文部科学大臣が定める年数以上在学した者であって、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で卒業したと文部科学大臣が認めるもの《同法第67条第1項》		○高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者《同法第56条第1項》 ○通常の課程による12年の学校教育を修了した者《同法第56条第1項》 ○文部科学大臣が同等以上の学力があると認めた者《同法第56条第1項》 ○その他《同法第56条第2項》		○専修学校の専門課程においては、以下の者に対して高等学校における教育の基礎の上に、法第82条の2の教育を行うものとする《同法第82条の3第3項》 ・高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業者 ・文部科学大臣が定めるところにより、これに準ずる学力があると認められた者